契約変更理由書

神戸市

工　事　名	上与市橋他一橋架設工事

変更後の工事概要

橋梁上部工	２橋
橋梁下部工	４基
護岸工	一式
付帯工	一式

契約変更の理由

(1) 上与市橋の上部工を工期内に製作可能な工場が岩手県盛岡市にしかなかったため、工場製作輸送工の距離を変更する。

(2) 河川管理者との協議により、護岸及び隔壁を変更する。

(3) その他、現地精査により数量が変更となる。

（公表様式第６号）